

## 質問書に対する回答

(件名) 長野自動車道 一本松トンネル補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	別添2「一本松トンネル補強工事の標準工程」1 ～11/11	変状区間2と変状区間1－2の支障物移設、復旧の各区間の施工時期については、制約はあるでしょうか。	「技術提案における施工条件書（3/7）施工条件 作業日及び交通規制抑制期間」に示すとおりです。
2	別添1「技術提案における施工条件書」3/7別添2 「一本松トンネル補強工事の標準工程」1～11/11	作業日及び交通規制抑制期間について、 別添1 「令和2年12月27日～令和3年1月8日」 →別添2 「～令和3年1月3日」 別添1 「令和3年8月5日～令和3年8月19日」 →別添2 「令和3年8月5日～令和3年8月18日」 別添1 「令和4年9月17日～令和4年9月25日」 →別添2 では、SW繁忙期の記載がなく、3連休が2回となっている。 上記3つの規制抑制期間において、期日に違いがみられます。別添1、別添2いずれに準ずるべきかお示しください。	作業日及び交通規制抑制期間について、別添1「技術提案における施工条件書」と、別添2「一本松トンネル補強工事の標準工程」に相違が確認され、正しくは以下の内容となります。 別添2を「～令和3年1月8日」に訂正いたします。 別添1及び特記仕様書8-1を「令和3年8月5日～令和3年8月18日」に訂正いたします。 別添2を「令和4年9月17日～令和4年9月25日」に訂正いたします。 なお、上記については、交付図書を訂正いたします。
3	別添2「一本松トンネル補強工事の標準工程」標準工程」1, 5, 9/11	標準工によると、毎年、12月～1月は、「厳冬期休止」とありますが、その年の降雪状況に関わらず、適用されますでしょうか。	休止期間とお考えください。
4	別添1「技術提案における施工条件書」6/7別添2 「一本松トンネル補強工事の標準工程」4/11, ③ 一本松トンネル図面② 82/121	覆工受台で、先行する覆工受台施工時期は、制約を設けないこととなっています。一方、標準工程において4/11変状区間2のSP108では、覆工受台（C）と称して覆工切欠きをインバート掘削と同時施工とせず、インバート施工に先がけて別途実施する計画となっています。SP108について、他のSPと同様にインバート施工と同時に切欠きを実施してもよいでしょうか。	インバート施工と同時に覆工切欠き施工の実施は可能です。
5	別添1「技術提案における施工条件書」6/7別添2 「一本松トンネル補強工事の標準工程」8/11, ③ 一本松トンネル図面② 22/121	覆工受台で、先行する覆工受台施工時期は、制約を設けないこととなっています。一方、標準工程において8/11変状区間1-2のSP80では、覆工受台（E）と称して覆工切欠きをインバート掘削と同時施工とせず、インバート施工に先がけて別途実施する計画となっています。SP80について、他のSPと同様にインバート施工と同時に切欠きを実施してもよいでしょうか。	インバート施工と同時に覆工切欠き施工の実施は可能です。
6	別添3「技術提案に基づく工事工程表」サイクルタイム	サイクルタイムの上欄の「単位」（m）と「施工サイクル」（h/m）は工種によつて単位を変更してもよろしいでしょうか。また、技術提案によって工種を追加した場合も「単位」と「施工サイクル」については、（m）以外の単位で表記してもよろしいでしょうか。	単位の変更は不可です。工種を追加した場合も数量、施工サイクルの単位は統一してください。
7	別添3「技術提案に基づく工事工程表」規制カレンダー	規制カレンダー1ページ目の作業内容ごとの標準日数と提案日数を表記する表がありますが、提案日数と差の日数については、技術提案対象の「トンネル補強工事」のみに記載するとの理解でよいでしょうか。	昼夜連続規制可能日数を除く全ての作業内容毎の、提案日数と差の日数について記載してください。

8	②特記仕様書①P25	「インバート掘削中に以下のいずれかで変位量の超過が確認される場合は、その時点で掘削延伸を中止し、鋼アーチ支保工を設置・・・」とあります。このように技術提案に基づく施工過程において、内空変異等に異常があった場合、対策等により時間を要する事態が想定されます。その際、技術提案で短縮した工程の履行（短縮日数の実現）を達成できない場合が考えられますが、この場合「提案不履行」とみなされるのでしょうか。	入札公告説明書7-8 (3) に記載する請負契約書18条「条件変更等」に該当する場合は、提案不履行となりません。
9	別添1 技術提案における施工条件書 5~6/7	インバート本体の施工方式の中で「インバートの閉合が未了（片側施工のみ）の状態で、他区間に着手する提案は不可とする。」とあります。この条件は、該当の各区間において閉合していない場合、その他の変状区間や覆工受けの掘削等、いかなる場所も掘削を着手してはいけないという理解でよろしいでしょうか。	設計図書で示す覆工受け台は、別添1「技術提案における施工条件書 7/7 覆工受け台」に示すとおり、施工時期に制約は設けておりません。また、別添1「技術提案における施工条件書 5/7施工方式」で示している内容は、SP105及び非常駐車帯区間では、掘削からインバートの閉合までを連続して施工する条件です。よって、当該区間の閉合が未了な場合で他区間の着手は不可ですが、複数パーティーでの施工を計画する場合は、当該区間の閉合までの連続作業に影響を及ぼさないことを条件に、他区間の着手は可能です。
10	地質平面縦断図（下り線）図面番号3/121	左記の図面について、鮮明な図面をご提示ください。その他、地質情報について詳細な閲覧資料があれば、供覧をお願いします。	公告図書に示した内容でご計画ください。
11	別添2一本松トンネル補強工事の標準工事	インバート補強工と支障物移設・復旧工について、作業は同時並行で行うことは可能でしょうか。これらの工事間に制約があればご提示ください。	インバート補強工と支障物移設・復旧工の同時作業は可能です。なお、工事間の制約はありません。
12	別添2一本松トンネル補強工事の標準工事（8-10/11）	厳冬期中、仮舗装で道路を開放してもよいという理解でよろしいでしょうか。	厳冬期中の開放は、設計図書に示す仮設舗装の仕様で開放することが条件となります。
13	②特記仕様書①P50-52等	部分使用前検査、コンクリート打設前検査などの立合いが必要な検査については、昼夜連続作業にて施工を進める中で立会い時刻の制限はない（例えば、休日検査や夜間検査など）との理解でよろしいでしょうか。	制限はありません。